

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価意見**

**令和5年度**

**令和6年3月21日**

**構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会**

## 1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、5特例措置について評価等を行い、意見を取りまとめた。

## 2. 令和5年度の評価について

### （1）評価の進め方

評価等の対象となった規制の特例措置について、評価・調査委員会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に規制の特例措置の効果や事業実施状況の調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査を実施し、それらを踏まえて検討を行った。

その結果、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

### （2）評価意見等の概要

評価等の対象となった5特例措置（413, 709(710, 711), 712, 816, 1010）について、特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413）」については、調査結果を基に、2名体制で出場する際にも傷病者の安全性確保が最優先であり、そのために追加の体制整備のコストが掛かることが判明し、コストに見合った効果が得られず、近年では、運用数が極めて少なくなっている実態等が確認された。このため、今後5年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行うとの意見とした。**総務省**
- 「特産酒類の製造事業709(710, 711)の一部（単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項）」及び「清酒の製造場における製造体験事業（712）」については、調査結果を基に、観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっている点、問題発生状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定される点等の検討を行った結果、特区において当分の間存続（令和10年度に改めて評価を行う。）との意見とした。**財務省**

- 「学校設置会社における学校設置事業（816）」については、特例措置の状況や課題について確認し、今後の対応方針等について検討を行った結果、是正（規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するもの）との意見とした。

**文部科学省**

- 「地方競馬における小規模場外設備設置事業（1010）」については、調査結果を基に、次のような点等が確認された。

- ・本施設設置以降、地域社会や来場者との間でトラブルや苦情もなく、地域行事にも参画することで地域社会に溶け込んでおり、地域住民から好意的な声が上がっている。
- ・全国展開により、周辺地域への環境負荷の増加や、未成年による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じる懸念がある。また、国において場外施設等における20歳未満の者による馬券購入の防止も含めギャンブル等依存症対策への監督・指導の強化が求められる中、本特定事業の全国展開は、これに相反する行為と受け取られる恐れがある。

このため、今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行うとの意見とした。**農林水産省**

なお、評価開始時点で、特定事業が実施されていない「重量物輸送効率化事業（1205(1214, 1221)）」については、今年度は予定していた評価を行わず、今後、一定の事例の積み上がりを待って評価を行うこととした。

### 3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

当委員会としては、今後とも、特例措置の評価等を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいりたい所存である。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

## 令和5年度評価意見等

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
413	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	総務省	省令	その他（今後5年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。）
709 (710, 711)	特産酒類の製造事業 (単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項)	財務省	法律	特区において当分の間存続（令和10年度に改めて評価を行う。）
712	清酒の製造場における製造体験事業	財務省	法律	特区において当分の間存続（令和10年度に改めて評価を行う。）
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	是正（規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するもの）
1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	農林水産省	告示	その他（今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。）

## 評価意見

①	別表 1 の番号	4 1 3
②	特定事業の名称	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により救急隊を編成することができる。 (限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。)
⑤	評価	その他(今後 5 年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>重篤患者への適切な人員の配置などについては、特例措置の効果は明確には分からない等の回答があった。</u></li> </ul> <p>関係府省庁の調査によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>通報時の緊急度判定において 2 名体制で出場できる低緊急「C」判定を行うには、高緊急の事案と比較し、多くの項目を聴取する必要があり、逆に多くの時間を要する。さらに、出勤率が高まり救急業務がひっ迫すると、低緊急「C」判定を行うための時間を割けず、2 名体制での出場を判断すること自体困難となる。</u></li> <li>➢ 通信指令室に常駐する医師について、横浜市消防局では平成 10 年から通信指令室に 24 時間体制で指導医が常駐しており、特区制度活用のために新たに指導医を確保する必要がなかった。(※指導医の要件は、救急医として 5 年以上勤務し、救命センターの推薦があることとしている。) 他地域において、新たに常駐医師を確保する場合、体制整備のために発生する追加コストは本調査では評価困難である。</li> <li>➢ 救急業務においては、救急自動車の運転、緊急走行時における安全確認、傷病者の応急処置に関わる人員確保が必要であり、現行の救急隊の編成基準において原則として救急隊員 3 名以上を構成要件としている。 救急隊員 2 名で構成する救急隊を運用する際にも、当然のことながら、傷病者の安全性を確保することが最優先であり、特例要件の他に、横浜市消防局では不測の事態に備えて追加条件を設定している。これらの要件遵守のため下記の課題が生じ、この解決には追加の体制整備のコストが掛かることが判明した。横浜市消防局ではコストに見合った効果が得られず、近年では、運用数が極めて少なくなっているのが実態である(平成 20 年の認定以後、特区制度を運用した出動件数の全体は、平成 22 年の 13,764 件をピークに減少しており、令和 4 年には 8 件となっている)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急度判定の安全性向上により、通報時における傷病程度及び緊急度の過小評価は抑制されたが、対象事案が減少した。同時に、迅速かつ的確に緊急度判定を行えるシステムを唯一導入する横浜市であっても、判定時の手順が複雑化し、労務負荷が高まった。</li> <li>・ 運用を重ねる中で判明した課題に対応するため、迅速かつ確実な傷病者対応、現場の安全管理等に必要となる追加条件を定めたが、対象事案が減少した。</li> <li>・ 不測の事態が発生した場合に、3 人以上の救急隊員により速やかに人員増強を実施するため、多くの人員確保をしておく必要がある。</li> </ul> </li> <li>➢ 関係府省庁としては、活動上の負荷及びリスク、その解決に必要な体制整備のコストに見合った効果が得られず、結果的に十分な運用実績も得られない可能性が高いと考えている。</li> </ul> <p>評価・調査委員会においては、上記調査結果等を基に特例措置の活用状況、今後の対応方針等について検討を行った。</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、今後 5 年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を

		行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①		709 (710、711)																		
②	特定事業の名称	特産酒類の製造事業																		
③	措置区分	法律																		
④	特区における規制の特例措置の内容	地域の特産物である農作物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を適用除外とする。																		
⑤	評価	特区において当分の間存続（令和10年度に改めて評価を行う。）																		
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっていることが確認された。また、特区限定であることによる希少価値が認められることが確認された。</li> </ul>																		
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">自治体</th> <th style="width: 45%;">地域にどのようなメリットをもたらしたか。</th> <th style="width: 40%;">特区であるがゆえのメリットはあるか。</th> </tr> <tr> <td>青ヶ島村</td> <td>テレビをはじめメディアで取り上げられ、観光客が増加。</td> <td>島内でしか飲めない幻の酒として、価値が高まっている。</td> </tr> <tr> <td>碧南市</td> <td>市の特産物であるにんじんを、野菜としてではなく、嗜好品として提供できた。</td> <td>農家と醸造という二つの特産品を、碧南市内で新たな特産品として生むことが出来る。</td> </tr> <tr> <td>多気町</td> <td>地場産米の生産需要を高めたこととで、耕作放棄地や遊休農地が減少した。 また、リゾート施設内で地域の特産品を集めた産直市場との相乗効果で、観光客が増加した。</td> <td>新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図れた。 また、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が図れた。</td> </tr> <tr> <td>三島村</td> <td>本村のPR、雇用創出、移住者の受入増加、高齢者の生き甲斐づくりに、視察・観光客などの増加などが図られた。また、地域の特産物を使用した焼酎であることから、地域住民の関心や愛着が増し、地域活性化にも寄与している。</td> <td>単式蒸留焼酎製造者が競合状態にある本県で特区を活用したことにより、他の焼酎製造者からのご協力を受けることが出来た。 また、特区を活用していることにより国・県・民間団体より注目され、広いPR活動につながっている。</td> </tr> <tr> <td>檜原村</td> <td>檜原村の特産品であるじゃがいもを活用した本事業により、地域のじゃがいも生産者でじゃがいも組合を設立し、農業振興の一端を担えた。</td> <td>檜原村は急峻な山々とこれらを繋ぐ尾根に囲まれ 93%は山林が占めており、平地の畑が少ない中で特産品であるじゃがいもを原料として本事業を行っているため、特区認定を受けたことで事業が可能となった。</td> </tr> </table>	自治体	地域にどのようなメリットをもたらしたか。	特区であるがゆえのメリットはあるか。	青ヶ島村	テレビをはじめメディアで取り上げられ、観光客が増加。	島内でしか飲めない幻の酒として、価値が高まっている。	碧南市	市の特産物であるにんじんを、野菜としてではなく、嗜好品として提供できた。	農家と醸造という二つの特産品を、碧南市内で新たな特産品として生むことが出来る。	多気町	地場産米の生産需要を高めたこととで、耕作放棄地や遊休農地が減少した。 また、リゾート施設内で地域の特産品を集めた産直市場との相乗効果で、観光客が増加した。	新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図れた。 また、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が図れた。	三島村	本村のPR、雇用創出、移住者の受入増加、高齢者の生き甲斐づくりに、視察・観光客などの増加などが図られた。また、地域の特産物を使用した焼酎であることから、地域住民の関心や愛着が増し、地域活性化にも寄与している。	単式蒸留焼酎製造者が競合状態にある本県で特区を活用したことにより、他の焼酎製造者からのご協力を受けることが出来た。 また、特区を活用していることにより国・県・民間団体より注目され、広いPR活動につながっている。	檜原村	檜原村の特産品であるじゃがいもを活用した本事業により、地域のじゃがいも生産者でじゃがいも組合を設立し、農業振興の一端を担えた。	檜原村は急峻な山々とこれらを繋ぐ尾根に囲まれ 93%は山林が占めており、平地の畑が少ない中で特産品であるじゃがいもを原料として本事業を行っているため、特区認定を受けたことで事業が可能となった。
		自治体	地域にどのようなメリットをもたらしたか。	特区であるがゆえのメリットはあるか。																
		青ヶ島村	テレビをはじめメディアで取り上げられ、観光客が増加。	島内でしか飲めない幻の酒として、価値が高まっている。																
		碧南市	市の特産物であるにんじんを、野菜としてではなく、嗜好品として提供できた。	農家と醸造という二つの特産品を、碧南市内で新たな特産品として生むことが出来る。																
		多気町	地場産米の生産需要を高めたこととで、耕作放棄地や遊休農地が減少した。 また、リゾート施設内で地域の特産品を集めた産直市場との相乗効果で、観光客が増加した。	新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図れた。 また、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が図れた。																
		三島村	本村のPR、雇用創出、移住者の受入増加、高齢者の生き甲斐づくりに、視察・観光客などの増加などが図られた。また、地域の特産物を使用した焼酎であることから、地域住民の関心や愛着が増し、地域活性化にも寄与している。	単式蒸留焼酎製造者が競合状態にある本県で特区を活用したことにより、他の焼酎製造者からのご協力を受けることが出来た。 また、特区を活用していることにより国・県・民間団体より注目され、広いPR活動につながっている。																
		檜原村	檜原村の特産品であるじゃがいもを活用した本事業により、地域のじゃがいも生産者でじゃがいも組合を設立し、農業振興の一端を担えた。	檜原村は急峻な山々とこれらを繋ぐ尾根に囲まれ 93%は山林が占めており、平地の畑が少ない中で特産品であるじゃがいもを原料として本事業を行っているため、特区認定を受けたことで事業が可能となった。																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に全国展開される場合、全国各地で地域活性化及び業界の活性化が図られる可能性がある一方、特区限定であることによる希少価値が失われる、また、競合先の増加による業績停滞（または悪化）も懸念されるという意見があった。</li> </ul>																				
<p>関係府省庁の調査によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税の納税申告実績は5者で、3者に期限後申告、1者に期限後納付、1者</li> </ul>																				



		<p>に過少申告、1者に記帳義務誤りの問題があり、計3者に問題が認められた。(複数の項目に該当する者がいるため、内訳の者数の合計と一致しない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の調査においては、無免許製造の事例は確認されなかった。</li> <li>・関係府省庁では、問題のあった事業者を始め、今後も随時、申告、記帳等の指導を行っていく。また、パンフレット・手引き等を活用し周知啓発を行っていく。</li> <li>・関係府省庁としては、問題発生状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定されると考えているとのことであった。</li> </ul> <p>評価・調査委員会においては、上記調査結果等を基に特例措置の活用状況、今後の対応方針等について検討を行った。</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、現在認定されている特区及び今後認定される特区について状況の把握を行い、令和10年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表 1 の番号	7 1 2				
②	特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業				
③	措置区分	法律				
④	特区における規制の特例措置の内容	清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。				
⑤	評価	特区において当分の間存続（令和 1 0 年度に改めて評価を行う。）				
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会による調査では、 ・観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっていることが確認された。				
		自治体	年度	実施回数	1 回の製造体験に要する日数	参加人数合計
		佐渡市	R 2	1 回	7 日間	3 人
			R 3	3 回	7 日間	14 人
			R 4	5 回	7 日間または 20 日間	17 人
		設楽町	R 2	-	-	-
			R 3	134 回	1 日	362 人
			R 4	85 回	1 日	199 人
		大和郡山市	R 2	-	-	-
			R 3	-	-	-
R 4	24 回		半日	128 人		
宇佐市	R 2	-	-	-		
	R 3	-	-	-		
	R 4	91 回	1 日	173 人		
自治体	効果	効果の有無	内容・理由			
佐渡市	観光入込客数	有・無	製造体験を通じた長期間滞在による佐渡ファンの育成により、令和 4 年度の参加者 17 名のうち、8 名は再訪者となっており、国内だけでなく海外からも来島している。			
	雇用の創出	有・無	製造体験を行う「学校蔵」だけでなく、併設して日本酒の副産物と佐渡食材を活用した発酵食品を提供するためのカフェを運営することにより、さらなる雇用創出に繋がっている。			
	平均宿泊数	有・無	製造体験にともない、7 日間・20 日間等の長期滞在に繋がっている。			

	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	商品のブランド化（学校蔵）だけでなく、体験された方が購入し、周りに購入を勧める形で販路拡大に繋がっている。
設 楽 町	観光入込客数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	本町にとって新たな体験型の観光資源であり、そこから波及する田植え、稲刈りなどの交流人口の増加がある。田植え、稲刈り共、限定 50 人。
	雇用の創出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	新たに雇用の創出はない。
	平均宿泊数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	宿泊施設が本事業の付近にないため、宿泊が増えることはない。
	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	当該施設の利用者が近隣施設を利用するなど誘客に繋がる。
大 和 郡 山 市	観光入込客数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	体験は予約制のため、参加者＝体験目当ての新規観光客と見込める。また参加者は体験中の空き時間で周囲を散策できる。
	雇用の創出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	酒蔵の既存社員にて対応しているため増加はない。
	平均宿泊数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	酒造体験は 1 日で完了するため、宿泊を伴わない。
	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	酒蔵はもとより、近隣の飲食店についても体験参加者が周遊することで新規客を獲得できている。
宇 佐 市	観光入込客数	不明	本施設が開業したのは令和 4 年 5 月であり、令和 2 年からのコロナ禍の影響もあり、効果測定困難。
	雇用の創出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	本施設による新規雇用 5 名（パート）。
	平均宿泊数	不明	観光入込客数と同様に測定困難。
	売上・販路拡大	不明	''
<p>・事業を実施しているすべての自治体から、本特定事業を実施するにあたって弊害はない</p> <p>・全国展開された場合、特区としての独自性がなくなり、発現した効果が薄れるなどの回答があった。</p> <p>関係府省庁の調査によると、</p> <p>・酒税の納税申告事績は 4 者で、1 者に記帳義務誤り、1 者に申告・届出義務誤りの問題があり、計 2 者に問題が認められた。</p> <p>・今回の調査においては、無免許製造の事例は確認されなかった。</p> <p>・関係府省庁では、問題のあった事業者を始め、今後も随時、申告、記帳等の指導を行っていく。また、パンフレット・手引き等を活用し周知啓発を行っていく。</p>			

		<p>・関係府省庁としては、問題発生状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定され则认为しているとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会においては、上記調査結果等を基に特例措置の活用状況、今後の対応方針等について検討を行った。</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、現在認定されている特区及び今後認定される特区について状況の把握を行い、令和10年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	－
⑨	全国展開の実施時期	－

## 評価意見

①	別表 1 の番号	8 1 6
②	特定事業の名称	学校設置会社における学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が学校を設置することを可能とする。
⑤	評価	是正（規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するもの）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>○前年度に行った調査等に基づき、以下の事項等を実施した。</p> <p>（１）特区申請マニュアルの更新（令和５年８月）</p> <p>地方公共団体が特区申請を行う際のマニュアルについて、評価を通じて見られた課題等を踏まえて主に以下の旨を追記。</p> <p>①資産要件の基準について</p> <p>学校設置会社の資産要件について、都道府県が定める私立学校審査基準に加え、新たに、文部科学大臣所轄学校法人に対する審査基準も参考にとし、これらの基準と異なる基準を定める場合には合理的な説明が求められる旨を明記。</p> <p>②地方公共団体の指導監督体制の充実のための職員配置について</p> <p>特に通信制高校を設置する場合、認定地方公共団体に高校での管理職経験者や指導主事等の高校に関する教育行政経験者を配置し、恒常的な指導監督を行える環境を整備することとする。</p> <p>③セーフティネットについて</p> <p>学校経営に著しい支障が生じた際等に想定される学校設置会社の対応及び認定地方公共団体における計画を具体的に記載する。</p> <p>（２）認定地方公共団体に対する通知の発出、説明会の実施（令和５年９月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受けた各地方公共団体に対し、「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業における法令違反・不適切事例の改善に向けて（通知）」（令和５年９月 11 日付け府地事第 644 号・５初企第 26 号）を発出。</li> <li>・令和５年９月 20 日、認定を受けた各地方公共団体に対し、上記通知の概要等について、説明会を実施。</li> </ul> <p>必要な改善や法令遵守状況の提出を求めた。</p> <p>○令和５年９月以降に関係府省庁同席にて実施した点検調査にて発覚した法令違反・不適切事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造改革特区計画の変更申請や自治体への認可の申請手続等がなされていないにもかかわらず、あたかも認可済であるかのような新たな学習等支援施設のホームページが開設されていた。</li> <li>・適切な免許を持たない教員が面接指導を実施していた。</li> <li>・特区外で面接指導が実施されていた。</li> <li>・学習等支援施設のホームページや生徒募集のためのパンフレット、看板等の表記において、学習等支援施設が実施校（本校）であるかのような表現になっており、通信教育の費用と、それ以外の課程外の活動等に係る費用の区別等についても適切になされていない。</li> </ul> <p>○上記（２）に基づく各認定地方公共団体からの報告において見られた主な法令違反・不適切事例は以下のとおり。</p> <p>（高等学校：17 件が報告対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特区外で試験を実施している 3 件</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相当する教科の教育職員免許状を保持していない者が面接指導を実施していた 2件</li> <li>・学校医、学校歯科医、学校薬剤師が置かれていない 4件</li> <li>・添削指導が正誤の記載のみ等となっており、解説や自学自習のためのアドバイスの記載がない 5件</li> <li>・学校で違法・不適切事例があるにもかかわらず、構造改革特別区域法第12条第5項による学校評価においてそれらが指摘できていない 5件 等</li> </ul> <p>(大学：5件が報告対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託関係にある教員が授業を担当している 4件 等</li> </ul> <p>○ 本特例措置については、令和4年度に実施した評価・調査委員会の調査において、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業、地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果がみられた点等の肯定的な回答がある一方、関係府省庁による調査においては、法令違反や不適切な事例が多数見られた。また、令和5年度の改善通知に基づく報告により、依然として法令違反や不適切な事例が継続していることが分かった。本特例措置の活用事例の大半は広域の通信制高等学校であるが、法令違反・不適切事例が引き続き多数存在することに加え、その中には、学校設置会社への指導監督を担う認定地方公共団体が認知できていないものもあることや、令和4年度に実施した調査において、年間を通じて一度しか学校の運営状況を確認していないと回答した自治体も存在することなどから、認定地方公共団体の指導監督体制等の改善が求められる。評価・調査委員会においては、上記等を基に特例措置の状況や課題について確認し、今後の対応方針等について検討を行った。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>本特例措置においては、平成24年度も是正措置が講じられたことを踏まえ、以下のとおりとする。</p> <p>構造改革特区基本方針を次のように改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同意の要件に各種法令遵守、既に他の地域等において認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社の場合は既存校が適切に運営されていること、を盛り込む。</li> <li>・恒常的な指導監督に係る記載を強化。</li> </ul> <p>関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。</p> <p>関係府省庁は、常時、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>関係府省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、引き続き相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校法人化を支援する。</p>
⑧	全国展開の実施内容	
⑨	全国展開の実施時期	

## 評価意見

①	別表1の番号	1010																		
②	特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業																		
③	措置区分	告示																		
④	特区における規制の特例措置の内容	窓口が5以下の小規模場外馬券場の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。																		
⑤	評価	<p>その他（今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。）</p> <p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特区制度を活用した小規模場外馬券場の売り上げは、コロナ禍に急激に減少していたものが回復傾向にはある。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>R元年</th> <th>R2年</th> <th>R3年</th> <th>R4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売り上げ額 (百万円)</td> <td>560</td> <td>201</td> <td>96</td> <td>115</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>総売り上げに 占める割合 (%)</td> <td>2.8</td> <td>0.48</td> <td>0.16</td> <td>0.18</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設設置以降、地域社会や来場者との間でトラブルや苦情もなく、地域行事にも参画することで地域社会に溶け込んでおり、地域住民から好意的な声が上がっている。</li> <li>・一方で、インターネット投票が主流の中、新たに場外施設を設置することは投資効果等を慎重に見極める必要があるとの認識から、現時点で本特例事業を活用する予定はない</li> </ul> <p>などの回答があった。</p> <p>関係府省庁の調査によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定事業が全国展開した場合の活用希望については、小規模場外施設の新規ユーザー獲得等の効果进行评估している主催者（4主催者）はあるものの、全ての主催者において具体的な本特例事業の活用希望は無かった。</li> </ul> <p>その理由としては、場外施設での売り上げ減少を背景に、新規の施設設置について採算性が疑問視される（6主催者）、競馬の知識に乏しい都道府県知事部局への申請が、農林水産省への申請よりもハードルが高い（2主催者）というものであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業が全国展開した場合の弊害については、現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、一部の地方競馬主催者からは周辺地域への環境負荷の増加や、20歳未満の者による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じるとの懸念が示されている。</li> </ul> <p>関係府省庁としては、現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、全国展開により、周辺地域への環境負荷の増加や、未成年による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じる懸念がある。また、国において場外施設等における20歳未満の者による馬券購入の防止も含めギャンブル等依存症対策への監督・指導の強化が求められる中、本特定事業の全国展開は、これに相反する行為と受け取られる恐れがあると考えている。</p> <p>評価・調査委員会においては、上記調査結果等を基に特例措置の活用状況、今後の対応方針等について検討を行った。</p>		H21	R元年	R2年	R3年	R4年	売り上げ額 (百万円)	560	201	96	115	158	総売り上げに 占める割合 (%)	2.8	0.48	0.16	0.18	0.2
	H21	R元年	R2年	R3年	R4年															
売り上げ額 (百万円)	560	201	96	115	158															
総売り上げに 占める割合 (%)	2.8	0.48	0.16	0.18	0.2															
⑥	⑤の評価の判断の理由等																			
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を																		

		行う。
⑧	全国展開の実施内容	
⑨	全国展開の実施時期	